

## 福井県水産試験場 公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和3年4月1日

福井県水産試験場（以下「水産試験場」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日付（令和3年2月1日改定）文部科学大臣決定）に基づいて、水産試験場におけるすべての研究費を適正に管理し、不正使用を防止するために必要となる事項を定める。

（責任体系の明確化）

- 1 不正防止対策に関する責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を水産試験場内外に周知・公表する。

（適正な運営・管理の基盤となる環境の整備）

- 2 事務処理手続に関するルールや職務権限を明確化するとともに、研究費の管理・運営に関わる構成員の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

（不正要因の把握と不正防止計画の策定・実施）

- 3 不正を発生させる要因を把握し、それに対応した具体的な不正防止計画を策定および実施して、不正発生を防止する。

（研究費の適正な運営・管理）

- 4 適切な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを導入し、研究費の適正な運営・管理を行う。

（情報発信・共有化の推進）

- 5 研究費の使用に関するルール等について相談・告発窓口部署を設置し、不正への取組方針等を外部に公表する。

（モニタリング）

- 6 研究費の不正使用が起きる可能性を最小にするため、実効性のあるモニタリング体制を整備し、実施する。